

# 知って得する! 法律コラム



弁護士 村岡つばさ

## こんな条項は要注意! よく指摘する「問題のある」条項

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋窓番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトが  
ご覧になれます。

よつば総合法律事務所の村岡です。

本年も大変お世話になり、ありがとうございました。今回のコラムを含め、年内も残すところ後2回となりました。

私は、企業案件をメインで担当していることもあり、1日1件くらいのペースで契約書のチェックを行っています。今回は、契約書チェックを行う際に指摘することの多い、「問題のある条項」についてお話させていただきます。

### 1. そもそも契約内容や業務の内容が分からない

特に、業務委託契約やコンサルティング契約に多く見られます。契約書のタイトルが「業務委託契約」になっているものの、契約書だけを見ても、受託者がどのような業務を行うのかが分からない、というものです。

### 2. 当方のみが義務を負う／権利を有しない等、一方的な条項になっている

例えば、当方のみが秘密保持義務を負う、反社会的勢力でないことの誓約をさせられる、相手方からのみ解除・解約ができる、損害賠償請求ができる等、当方のみが義務を負う又は当方のみが権利を有しないように定められている契約書があります。

勿論、契約の性質上やむを得ないこともあります。著しく不利な内容であり、修正が必要なケースも一定程度あります。特に解約については、相手方にのみ一方的な解約が認められていると、予想もしないタイミングで契約が急に解消されてしまうリスクがあります。イニシャルコストが一定程度かかるような契約においては、注意が必要です。

### 3. 民法改正に対応していない

2020年4月1日より施行された、改正民法に対応していない契約書もよく見ます。

例えば、改正前の民法の「瑕疵」という定義が使われているケースが非常に多いです。

また、特に注意しなければいけないのは個人を保証人とする際の極度額(上限額)の設定についてで

す。すべての保証に極度額の設定が必要というわけではありませんが、個人が保証人となる根保証契約(将来発生する不特定の債務を保証するもの)の場合には、極度額を定めないと、基本的には保証契約自体が無効になってしまいます。根保証と聞くと少し分かり辛いですが、賃貸借契約の保証人、雇用契約の身元保証人などが典型的な根保証契約です。

### 4. 損害賠償の要件が厳しい／上限額が設定されている

民法ですと、相手方に「過失」があれば、損害賠償請求をできるのが原則ですが、「故意又は重大な過失がある場合には、損害賠償請求をすることができ」等、軽過失の場合には損害賠償請求ができない旨定めている契約書もあります。

また、「甲が乙に対して支払った業務委託料の金額を、損害賠償額の上限とする」等、損害賠償の上限額が設定されている契約書があります。実際に被った損害に関わらず、損害賠償請求の金額が制限されてしまう可能性が高いので、特にこちらは注意する必要があります。

### 5. 管轄裁判所が相手方の本店所在地になっている

管轄裁判所とは、仮に契約当事者間で紛争になった場合、「どの裁判所で裁判を行うか」を取り決めておくものです。ただ、この管轄裁判所は、契約の相手方の本店所在地で設定されていることが多いです(相手方が作成した契約書だと、体感7割以上の確立で相手方の本店所在地が記載されている印象です)。当方が千葉、相手方が東京で、東京地方裁判所を管轄とする分にはまだ分かります(あまり遠くないので)。一方、当方が千葉、相手方が愛知県で、名古屋地方裁判所が管轄裁判所となっている場合には、流石に変更を検討した方が良いでしょう。仮に変更をせず、名古屋地方裁判所を管轄裁判所としてしまうと、基本的には名古屋地方裁判所でしか裁判できないこととなり、当方にとり負担となります。中立的な条項としては、「被告の本店所在地を管轄する地方裁判所」とするのが良いでしょう。